

■ 手話施策推進法と滋賀県条例の相関関係

施策分野	手話施策推進法	手話等による意思疎通等促進条例
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・手話は言語として認識 ・使用者の意思尊重 ・必要かつ合理的配慮 ・手話文化の保存・継承・発展 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話は独自の体系を有する言語 ・ろう者の文化的所産として認識 ・障害者の自発的意思表示を重視 ・障害の特性に応じた多様な手段を包括
こどもの手話習得	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期からの機会提供（第6条2項）学校教育での学習機会 ・保護者・家族への支援（第6条3項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等での啓発と学習機会確保（第16条1項） ・相談体制の整備（第16条2項） ・職員の知識・技能向上（第16条3項）
学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ・手話使用教員等の配置（第7条1項） ・教員養成・研修（第7条2項） ・学校生活での自由な手話使用環境（第7条3項） 	—
職場環境	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主への支援（第9条） 情報提供・相談・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による合理的配慮（第15条） 従業員研修と環境整備
地域生活	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活・社会生活環境整備（第10条1項） ・災害時情報提供（第10条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談拠点の設置（第7条） ・災害時情報提供（第9条2項）
手話習得支援	<ul style="list-style-type: none"> ・後天的ろうあ者等への支援（第11条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援体制（第7条）
手話文化	<ul style="list-style-type: none"> ・保存・継承・発展施策（第12条1項） ・文化芸術活動を通じた推進（第12条2項） 	—
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の養成・処遇（第15条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援者の確保・養成・資質向上施策（第8条）
国民理解	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・啓発活動（第13条1項） ・学校教育での理解促進（第13条2項） ・手話の日制定（第14条2項：9月23日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発と学習機会確保（第6条） ・障害者等による啓発（第14条） ・学校等での啓発（第16条）
情報通信技術	<ul style="list-style-type: none"> ・先端技術活用（第16条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信機器習得支援（第10条）
国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流推進（第17条） 	—
意見反映	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の意見聴取（第18条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会への報告と意見聴取（第13条）

手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要 （令和7年法律第78号）

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（2条）

手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする

手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする

全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

基本的施策（6条～18条）

手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

学校における手話による教育等（7条）

手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供

手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

大学等における配慮（8条）

手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

職場における環境の整備（9条）

手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

地域における生活環境の整備等（10条）

地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

国民の理解と関心の増進（13条）

手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

手話の日（14条）

9月23日を「手話の日」とする

人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

調査研究の推進等（16条）

手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

国際交流の推進（17条）

手話を使用する者の国際的交流の支援
手話文化に関する情報交換等の活動の支援

手話を使用する者等の意見の反映（18条）

障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）

手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）

- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

ねん がつ にち し こう
2023年12月28日施行

しが けん 滋賀県

しゅ わ 手話をはじめとする しょうがい 障害の たく せい 特性に おう 応じた げん ご 言語その他の したん 手段による い し そ つう とう 意思疎通等の そく しん 促進に関する じょう れい 条例

しゅ わ とう による い し そ つう とう そく しん じょう れい
(手話等による意思疎通等促進条例)

しが
滋賀

しゅ わ し が ひょうげん
手話で「滋賀」を表現
しています。琵琶湖の形
びわこ かたち
が楽器の琵琶に似ている
がっき びわ に
ことから、琵琶を弾く動
びわ ひ うご
きで「滋賀」を表し
ます。

しが けん
滋賀県イメージキャラクター
キャッピー



しが けん
滋賀県



じょう れい しょうさい ないよう
条例の詳細な内容は、
けん 県ホームページをご覧ください。

しが けん
滋賀県

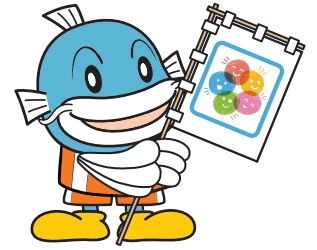
い し そ つう じょう れい
意思疎通条例

けん さく
検索



① 条例の目的

この条例は、障害の特性に合った方法での意思疎通等を進め、
障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら
共に生きる社会(共生社会)の実現を目指して制定されました。



※意思疎通等：知りたい情報を得たり、情報を使ったり、お互いの考えを伝え合うこと。

※この条例に先立ち、滋賀県では、障害を理由とする差別をなくし、共生社会の実現を目指して、2019年に滋賀県
障害者差別のない共生社会づくり条例が制定されています。

② 条例の基本的な考え方

障害の特性に合った方法で意思疎通等を進めるときは、次のことをよく理解して行います。

- ① 障害のある人が自分の意思で行う、障害の特性に合った方法による意思の表示を尊重することが大切であること。
- ② 手話は、独自の体系を有する言語であり、毎日の生活で手話を使うろう者が大切に受け継いできた文化であることを理解することが大切であること。
- ③ 障害の特性に合った方法で意思疎通等を進めることは、障害のある人にとってもない人にとっても、円滑な意思疎通や情報の取得・利用に役立つこと。

①の例

まどぐち ちょうかくしょうがい ひと
窓口で聴覚障害のある人からの
もう で おう しゅわ ひつだん おう
申し出に応じて、手話や筆談で応じた

もう で おう しりょう
申し出に応じて、資料にふりがなをつけたり、
わかりやすい表現で説明した

①に反する例

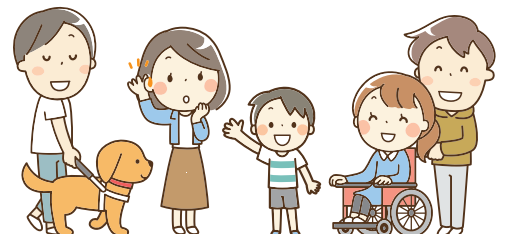
ほんにん むし
本人を無視して
しゅわ つうやくしゃ はな
手話通訳者だけに話しかけた

え ていじ
絵カードの提示による
いしひょうじ うけいれなかつた
意思表示を受け入れなかった



③ 主な障害の特性と意思疎通等の方法

「どのくらいの障害か」、「いつからの障害か」などによって、意思
疎通や情報の取得、利用のための方法や、配慮の方法等は異な
ります。ここで記載しているものは一例です。ひとりひとりの状
況に合った配慮を心がけましょう。



ちようかくしょうがい
聴覚障害 (ろう、中途失聴、難聴等)

「聞こえない・聞こえにくい」など、聞こえない程度はさまざまです。

また、病気や事故等で聞こえなくなったのか、どれぐらいの年齢で聞こえなくなったのか等によっても必要な配慮や意思疎通の方法はひとりひとり異なります。

意思疎通等の手段

● **手話言語**

手話言語は手の形、位置、動きに加えて表情や強弱等で表し、「目」で見て理解する言葉



● **筆談**

お互いに文字で書いて意思を伝え合うもの



● **情報保障支援者(要約筆記等)**

支援者が話し手の話を聞き、その場で情報を伝える方法

▶ 口の動きや表情が分かるように、正面からゆっくりはっきり、身振りも加えて話しましょう。

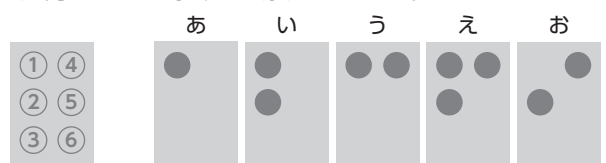
しかくしょうがい
視覚障害 (全盲、弱視等)

「全く見えない(全盲)・見えづらい人(弱視)」など、見えない程度はさまざまです。また、いくつかの色だけが見えにくい人や、見える広さが狭い人もいます。

意思疎通等の手段

● **点字**

縦3つ、横2つの合わせて6つの盛り上がった点で文字を表し、指先で触って読み取るもの



▲1マスは6つの点で構成されます。

● **音訳**

文字を音声で録音し情報を伝えるもの

● **拡大文字**

文書等の文字が大きく書かれたもの

▶ 場所や物の位置を示すときは、「あれ」「それ」ではなく、具体的に簡潔に説明しましょう。
▶ 困っているところを見かけたら、突然体に触れず前の方からやさしく声をかけるようにしましょう。

もう
盲ろう

視覚と聴覚の両方に障害があり、「全く見えず聞こえにくい」「全く聞こえず見えにくい」「全く見えない、聞こえない」「見えにくく、聞こえにくい」の4つに分類されます。

聞こえない方がのちに見えなくなったろうベース、見えない方がのちに聞こえなくなった盲ベース等がありコミュニケーション方法も様々です。

意思疎通等の手段

● **音声**

耳元や補聴器用のマイクなどに向かって話して伝える方法

● **筆談**

見やすい大きさ、太さ、間隔の文字を書いて伝える方法

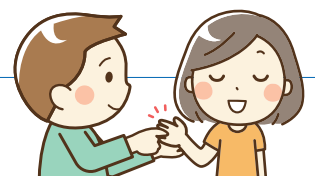
● **手書き文字**

手のひらに文字を書いて伝える方法

● **触手話**

手話の形を手で触って読み取る方法

▶ そっと肩などに手を触れ合図をした後に、自分の名前を伝えてから話しましょう。



知的障害

難しい会話やあいまいなことを理解すること、読み書きや計算、自分の気持ちを伝えることが苦手等の特徴があり、社会生活へ適応するのが難しい人もいます。

意思疎通等の手段

●ルビ振り

文章の漢字などにふりがなをつけること

●コミュニケーション支援ボード・

絵カード

絵や図、簡単な言葉が書かれているボードやカードを指さしする等でコミュニケーションをとるもの



▶わかりやすい言葉でゆっくり話しましょう。実物や絵を使って具体的に話すとうわかりやすいです。

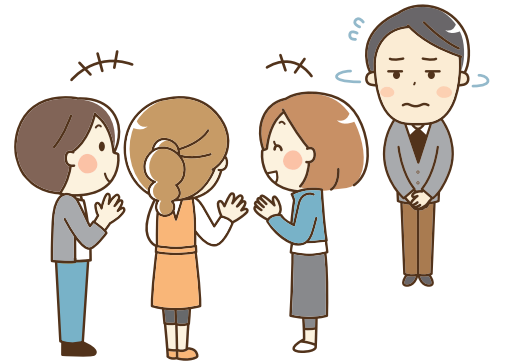
▶大切な内容はくりかえし伝えるときも、安心して話ができるように、話をよく聞きましょう。

精神障害

統合失調症やうつ病等により、日常生活や社会参加が難しいことがあります。

▶一度にたくさんのことを言われると混乱することがあるので、ゆっくりわかりやすく話しましょう。

▶穏やかな話し方で話し、安心感を与える対応をするよう心がけてください。



発達障害

主に脳機能の障害であり、発達のアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

言葉のあるなしに関わらず、コミュニケーションに困難を抱えています。

多くの発達障害の人が視覚的な手掛かりで理解や表出をすることが得意なので、視覚的な支援をすることが不可欠です。

意思疎通等の手段

●絵カード等の交換によるコミュニケーション

絵カード等を交換することでコミュニケーションをとる方法で、自らが絵カード等を用いて自発的なコミュニケーションを取れるようになるもの。

本人から思いを発信するために、発語以外に絵(イラストや写真など)を使い、最初は1枚の絵カードのやり取り、そして次第に文を作り、長くしていきながら自分の伝えたいことを相手に手渡して伝えます。



▶あいまいな言葉や遠回しな表現は使わず、短くわかりやすい言葉で伝えましょう。

▶小さな変化にも不安や緊張を感じやすいので、予定の変更などは、前もって説明してください。

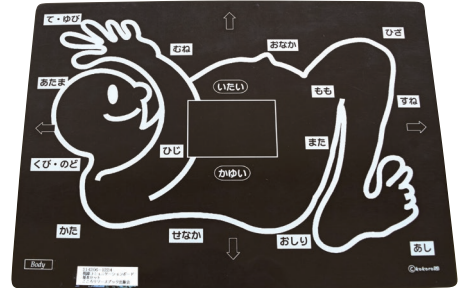
音声機能・言語機能の障害

障害の程度により異なりますが、病気やけが等によって、声を出すための器官の麻痺や機能喪失などにより、コミュニケーションをとることが困難な場合があります。

意思疎通等の手段

●筆談

●コミュニケーション支援ボード



- ▶困っている様子があれば、積極的に声をかけてください。
- ▶話が聞き取りにくい場合は、イラストや図などを使い工夫しましょう。

意思疎通等支援機器、情報通信支援機器等



意思疎通等を支援する機器や普段使用しているスマートフォン・タブレット用の様々なアプリケーション等が登場しています。

●補聴器

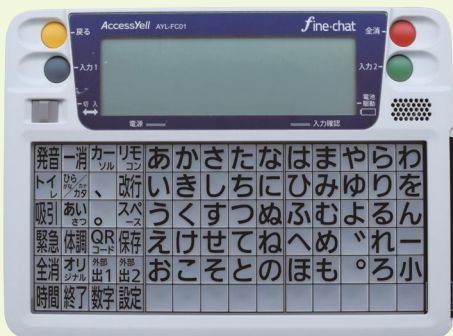
聞こえにくい人を補助するための機器で、周りの音を大きくしたり、音を聞こえやすく加工したりするものです。

●点字ディスプレイ

ピンが上下に動いて点字を表示するもの。パソコンやスマートフォンなどつなぐことで、メールやインターネットを見るときにも活用することができます。

●重度障害者意思疎通装置

操作者の意思を文字や音声で表す機器で、わずかな身体の動きを感じ取るスイッチなどで操作ができるものもあります。



●コミュニケーションアプリ

絵カード等の交換によりコミュニケーションがとれるようになった人が使うタブレット端末用のアプリです。アプリ上で自分で絵カードを作ることや音声を出すことができるものもあります。

●ルビ入れアプリ

新聞や本に、スマートフォンなどのカメラをかざすと漢字にふりがなを振ります。

●音声認識アプリ

話した言葉を認識し、タブレット端末等に表示するためのアプリ。認識した音声を文字化するものもあります。ただし、ろう者にとって、手話言語が第一であり、補助的に使用されます。

●音声読み上げソフト

かな文字や英文字、絵文字で作成した文書を音声にして読み上げます。

●音声説明アプリ

スマートフォンなどのカメラをかざすと周囲の状況(色やライトの明暗等)を音声で説明します。新聞などにかざすと文字を読み上げます。

●●●●● しゅわ 手話について ●●●●●

ろう者がコミュニケーションをとったり物事を考えたりするときに使うことばで、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する視覚的言語であり、ろう者の母語です。

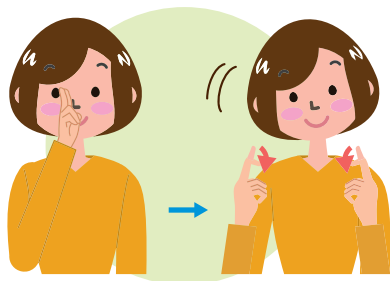
手話は日本語を音声ではなく、手指や表情に変えて表現していると思われがちですが、手話は日本語とは異なる言語で、独自の語彙や文法体系をもっている言語です。

日本語や英語等さまざまな言語があるように、世界各国でそれぞれ異なる語彙や文法体系を持っているさまざまな手話があります。

いま つか 使える しゅわ おぼ 今すぐ使える手話を覚えよう



よろしく



こんにちは



ありがとう



たす 助ける



まつ 待つ



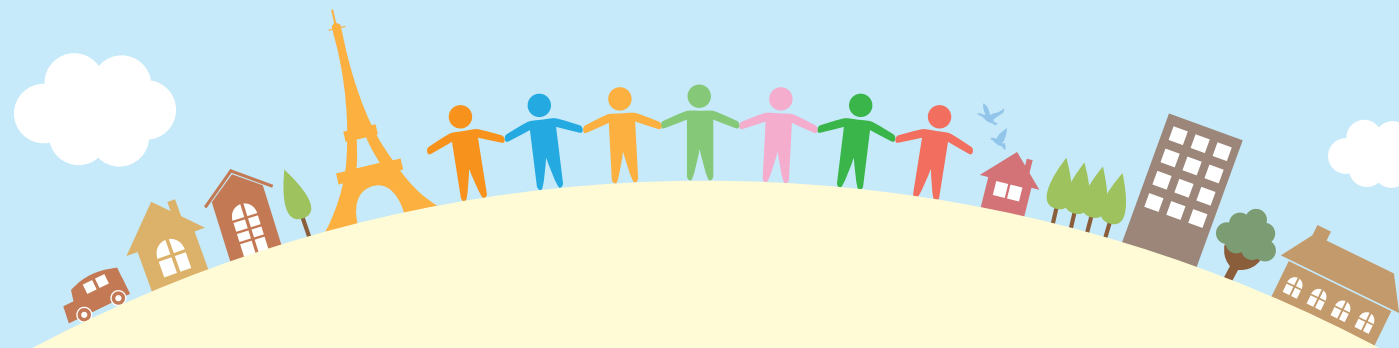
きょうりょく 協力



だいじょうぶ 大丈夫



ごめんなさい



④ けん けんみんとう せきむ 県および県民等の責務

<p>けん 県</p>	<p>この条例の基本理念にのっとり、国や市町、県民の皆様と協力しつつ、障害の特性に合った方法を使った意思疎通等を進める取組を行います。</p>
<p>けんみんとう 県民等</p>	<p>障害の特性に合った方法を使った意思疎通等について、どんな方法があるか、どんな人たちがどのように使うか、自分が使うときはどんなことに気を付けるかをよく理解し、県が行う取組に協力してください。</p>

⑤ かんけいしゃ やくわり 関係者の役割

<p>しょうがいしゃとう 障害者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者等は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、それぞれができる啓発に努めてください。 ● 障害者関係団体等は、それぞれの立場で、県民等が学ぶ機会を確保できるよう努めるとともに、県民等の意思疎通等が円滑に行えるよう環境整備に努めてください。
<p>じぎょうしゃ 事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者に対し商品を販売するときや医療、保健、福祉、文化芸術活動、スポーツ等に係るサービスを提供するとき、障害者を雇用するときは、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行えるよう合理的配慮を的確に行うための環境整備を行ってください。
<p>がっこうとう 学校等の せっちしゃ 設置者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生等に対する啓発や学ぶ機会の確保に努めるとともに、学生等および保護者からの相談に応じることができるよう必要な相談体制の整備に努めてください。 ● 学校職員等の知識・技能の向上のため、研修の実施等の必要な措置を講じるよう努めてください。

● 電話リレーサービス

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難のある人(きこえない人)と、きこえる人(聴覚障害等以外の人)との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながる事ができる、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。

ご利用の場合は、ホームページをご確認ください。



電話リレーサービス



【画像提供元】総務大臣指定電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

● 110番アプリシステム

● NET119緊急通報システム

聴覚や言語に障害のある方や音声による通報が困難な方等が警察や消防にスマートフォン等から通報できるシステムです。

ご利用の場合は、それぞれのホームページをご確認ください。



110番
アプリシステム



ネット
NET119
緊急通報システム

⑥ ヘルプマーク



発達障害や精神障害、知的障害のある方、視覚や聴覚に障害のある方
の他、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病等、外見から
分からなくとも援助や配慮を必要とする方々が援助を得やすくなるよう、
周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。



ヘルプマーク

発行元

滋賀県健康医療福祉部
障害福祉課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3542 FAX 077-528-4853
MAIL ec0006@pref.shiga.lg.jp